

匿名レセプト情報等データ解析用機器等一式  
調達仕様書  
(令和 5 年度)

令和 5 年 6 月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

# 目次

1. 調達案件の概要に関する事項 .....	3
1.1 調達件名 .....	3
1.2 調達の背景 .....	3
1.3 調達の概要 .....	3
1.4 作業スケジュール .....	4
2. 作業の内容に関する事項 .....	5
2.1 作業の内容 .....	5
2.1.1. 計画 .....	5
2.1.2. 設計・構築 .....	5
2.1.3. 導入 .....	5
2.1.4. テスト .....	6
2.1.5. 保守 .....	6
2.1.6. その他 .....	6
2.2 納入成果物の範囲、納入期日等 .....	7
2.2.1. 納入成果物及び納入期日 .....	7
2.2.2. 納入方法 .....	8
2.2.3. 納入場所 .....	9
3. 満たすべき要件に関する事項 .....	9
3.1 情報システム環境 .....	9
3.2 保守の要件 .....	11
3.3 その他の要件 .....	11
4. 作業の実施体制・方法に関する事項 .....	11
4.1 作業の実施体制 .....	11
4.2 作業場所 .....	11
5. 作業の実施にあたっての遵守事項 .....	12
5.1 基本的事項 .....	12
5.2 機密保持、資料の取扱い .....	13
5.3 遵守する法令等 .....	13
6. 納入成果物の取扱いに関する事項 .....	14
6.1 知的財産の帰属 .....	14
6.2 契約不適合責任 .....	14
6.3 検収 .....	15
7. 入札参加資格に関する事項 .....	15
7.1 入札参加要件 .....	15
7.2 入札制限 .....	16
8. 再委託に関する事項 .....	16
9. その他の特記事項 .....	17
9.1 環境への配慮 .....	17
9.2 その他 .....	17
10. 附属文書 .....	17
11. 窓口連絡先 .....	18
(別紙 1) .....	19
(別紙 2) .....	39

# 1. 調達案件の概要に関する事項

## 1.1 調達件名

匿名レセプト情報等データ解析用機器等一式

## 1.2 調達の背景

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」）では、医薬品の製造販売後安全対策の一環として、薬剤疫学手法による各種医療情報データベースを用いた調査業務を実施し、得られた調査結果をもとに、安全対策措置の要否の検討及び医薬品の適正使用を推進するための施策の検討を行っている。

平成30年度には、厚生労働省より提供を受けた匿名レセプト情報・匿名特定健診等データを医薬品の安全対策に関する調査業務に活用するため、大容量データを迅速に解析するための解析用サーバー式を調達し、PMDAにおいて運用を行ってきた。これら機器については、導入から一定期間を経過したことから、経年に伴うシステム障害リスクが懸念されるところである。今般、大容量データを引き続き安定的に解析することが可能となるよう、機器一式の入れ替えを実施する。

## 1.3 調達の概要

本調達は、機器及び関連ソフトウェアのライセンス（以下、「機器等」）の調達、設計・構築、搬入、既存機器との連携及び障害発生時保守対応を含む作業を発注するものであり、これに伴う PMDAとの会議又は打合せへの出席、資料作成等の必要な対応を含むものとする。

調達を行う機器等は以下の1から7のとおりであり、機器等の配置イメージを図1に示す。

- 1 解析用サーバ 一式
- 2 管理用サーバ1 一式
- 3 管理用サーバ2 一式
- 4 ネットワーク接続ストレージ（以下、「N A S」） 一式
- 5 専用端末A 一式
- 6 専用端末B 一式
- 7 その他周辺機器等 一式

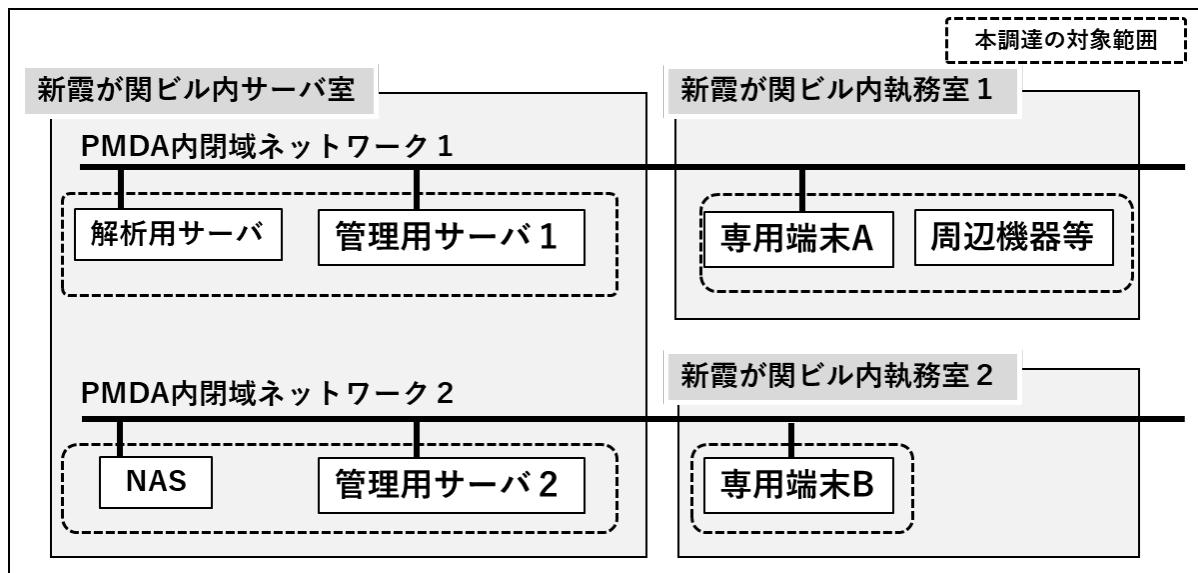


図 1. 調達の対象とする機器等の配置イメージ

## 1.4 作業スケジュール

本調達に係る想定スケジュールの概要を図 2 に示す。図 2 はあくまで現時点における想定のスケジュールであり、詳細な作業スケジュールは納入期日等を踏まえ受注者が検討すること。

年月	令和5年					令和6年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストン	★調達契約				★機器搬入完了 ★契約終了 ★システム詳細設計完了			
1. 計画	計画					機器稼働		
2. 設計・構築		設計	構築					
3. 導入			導入					
4. テスト				テスト				
5. 保守					障害発生時保守対応			

図 2. 想定スケジュール

## 2. 作業の内容に関する事項

### 2.1 作業の内容

本調達は、機器等の調達、設計・構築、搬入、既存機器との連携及び障害発生時保守対応を含む作業等を発注するものであり、具体的な作業として以下の工程を含むものとする。なお、納入成果物の具体的な構成及び詳細は、受注後に PMDA と協議し取り決めること。

#### 2.1.1. 計画

##### (1) プロジェクト実施計画書の作成

ア. 受注者はプロジェクト実施計画書の案を作成し、PMDA の承認を得ること。

イ. プロジェクト実施計画書の案には、次の内容を含めること。

- ◆ 作業範囲
- ◆ 体制表
- ◆ 作業分担
- ◆ 作業スケジュール
- ◆ 文書管理要領
- ◆ セキュリティ管理要領
- ◆ その他、PMDA が求める事項

#### 2.1.2. 設計・構築

##### (1) 基本設計・詳細設計

ア. 受注者は、導入する全ての機器等について、要求仕様（別添 1 参照）を満たすよう設計を行い、PMDA の承認を得ること。なお、本仕様書に定めのない詳細な事項については、受注後に PMDA と協議の上、確定するものとする。

##### (2) 構築

ア. 受注者は、導入する全ての機器等について、設計に基づき構築すること。

イ. 必要な場合、設計に基づき既存機器の環境設定、配線等を変更すること。

#### 2.1.3. 導入

##### (1) 調達

ア. 受注者は、要求仕様（別添 1 参照）を満たす機器等を調達すること。また、本調達に係る役務に必要な部材をあわせて調達すること。

## (2) 搬入

- ア. 受注者は、搬入に当たり、PMDA が提示する情報セキュリティ確保のためのルールを遵守するとともに、搬入作業に関する手順、方法等を含む計画を事前に定め、PMDA の承認を得ること。
- イ. 受注者は、受注後に PMDA と協議し取り決めた日程（原則として平日の 9 時から 18 時）において、計画に基づき、調達・構築した機器等を新霞が関ビル内の PMDA が指定する場所に搬入し、設置及び設定等を行うこと。
- ウ. 搬入や構築作業で利用する部材、物品、工具等は、原則として受注者が用意すること（「5.1 基本的事項 サ」に定める事項を除く。）。また、PMDA 内の作業で利用する機器は「電気用品安全法」又は「JIS 取得」に基づいたものとすること。

## 2.1.4. テスト

### (1) テスト

- ア. 受注者は、機器等が設計どおり適切に構築され稼働していることの確認を目的とするテストについて、作業内容、作業スケジュール等を記載したテスト計画書の案を作成し、PMDA の承認を得ること。
- イ. テストの具体的な内容は、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。
- ウ. 受注者は、テスト計画書に基づき、必要なテストを実施し、実施結果を PMDA に報告すること。

## 2.1.5. 保守

### (1) 障害発生時スポット保守対応

- ア. 受注者は、別途定める機器等（別添 2 参照）について、障害発生時又は発生が見込まれる際には、PMDA からの連絡を受け、別途定める保守要件（「3.2. 保守」参照）を満たす障害発生時対応が行われるよう必要な手配を行うこと。
- イ. 受注者は、PMDA が保守対応を求める際の具体的な手順を定めた保守手順書を作成すること。

## 2.1.6. その他

### (1) 作業報告

- ア. 受注者は、PMDA との定期的な会議を月 1 回程度開催し、業務の進捗状況及び課題等について報告すること。
- イ. 受注者は、定期的な会議とは別に、業務の進捗状況及び課題等について隨時 PMDA に報告すること。プロジェクトの進捗に関わる重大な問題が発生した場合等には、速やかに PMDA

に報告し対応方針を協議の上、決定すること。

- ウ. 受注者は、PMDA が必要に応じて開催する打合せに出席すること。
- エ. PMDA との会議及び打合せは、対面又は遠隔会議システムを用いて開催すること。受注者は、遠隔会議システムを用いた会議及び打合せの開催に必要な対応を行うこと。
- オ. 受注者は、原則として受注後に開催する全ての会議及び打合せについて、議事録の案を作成し、PMDA の承認を得た上で最終化したものを納品すること。議事録の構成については、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。
- カ. 受注者は、PMDA が書面による回答を求める事項がある場合には、それを適切に作成し、その内容を会議又は打合せにて説明し、PMDA の承認を得た上で最終化したものを提出すること。

#### (2) 検収支援

- ア. 受注者は、PMDA が機器等の検収を実施するにあたり、必要な情報の提供等の支援を行うこと。

#### (3) 教育用資材の作成

- ア. 受注者は、以下の事項を含む教育用資材を作成すること。具体的な内容は、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。なお、リカバリ手順とは、内蔵ストレージの状態を機器納品時点の状態に復元する手順を指し、a・b については「3.1 情報システム環境（5）システムバックアップ」により取得したもの、d は「3.1 情報システム環境（3）機器のセットアップ イ. ③」に示すマスタイメージより復元する手順とする。資料の詳細については、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。
  - a 解析用サーバの起動・停止手順、リカバリ手順
  - b 管理用サーバ 1 及び 2 の起動・停止手順、リカバリ手順
  - c NAS の起動・停止手順、リカバリ手順
  - d 専用端末 A 及び B のリカバリ手順

## 2.2 納入成果物の範囲、納入期日等

### 2.2.1. 納入成果物及び納入期日

作業工程別の納入成果物を表 1 に示す。なお、納入成果物の具体的な構成及び詳細は、受注後に PMDA と協議し取り決めること。

表 1. 納入成果物一覧

項目	工程	納入成果物	納入期日
1	計画	・プロジェクト実施計画書	契約締結日から 10 営業日以内

項目番号	工程	納入成果物	納入期日
2	設計・構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品一覧表</li> <li>・機器等仕様書</li> <li>・基本設計書</li> <li>・詳細設計書</li> <li>・環境定義書</li> <li>・接続仕様書</li> <li>・ラック搭載図</li> <li>・配線図</li> <li>・設備諸元一覧</li> <li>・ケーブル類ラベル一覧</li> </ul>	令和5年11月30日
3	導入	・導入作業に関する計画書	機器搬入日の5営業日前
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入作業報告書</li> <li>・ハードウェア製品一式</li> <li>・ソフトウェア製品一式</li> <li>・機器取扱説明書（該当する場合）</li> <li>・システムバックアップデータを格納した外部記録媒体</li> </ul>	令和5年11月30日
4	テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト計画書</li> <li>・テスト結果報告書</li> </ul>	令和5年11月30日
5	保守	・保守手順書	令和5年11月30日
6	その他	・教育用資材	令和5年11月30日
		・議事録	必要に応じて隨時提出

## 2.2.2. 納入方法

本業務の受注者は、表1に示す納入成果物を作成し、定めた納入期日までに納品すること。なお、納入成果物のうち文書に該当するものは、以下の条件を満たすものとする。

- ア. 文書は、紙及び電子媒体でそれぞれ納入すること。
- イ. 紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番(A4紙)とすること。図表は、必要に応じて、A列3番(A3紙)縦書き、横書きを使用すること。資料の更新時等に差し換えが可能なようにバインダー方式とすることとし、可読性に配慮した資料とすること。
- ウ. 電子媒体はPDF形式又はMicrosoftOffice2016以上で扱える形式とし、光学メディア(CD-R又はDVD-R等)に格納した上で、最終納品時に一括して納品すること。ただし、PMDAが別にファイル形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。
- エ. 文書は、原則として日本語で作成すること。
- オ. 特段の定めのない限り、紙及び光学メディアはそれぞれ2部納入すること。
- カ. 必要な部材等は、受注者の責任で手配するとともに、その費用を負担すること。
- キ. すべての資料について、資料の構成及び含める内容について事前にPMDAの確認を受けたうえで作成すること。また、資料の案について事前にPMDAの確認を受けたうえで、最終化したものを納品すること。なお、紙での納入に当たっては、資料の構成、ファイリングの状態をPMDA

が事前に確認するための資料案を1部調製し、事前にPMDAの確認を受けた上で、最終化した資料を2部納入すること。

### 2.2.3. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報活用部

## 3. 満たすべき要件に関する事項

### 3.1 情報システム環境

#### (1) 機器等の要件

ア. 別添1に記載のすべての要件を満たすこと。

#### (2) 搬入・設置

ア. 解析用サーバ、管理用サーバ1及び2、NASは、新霞が関ビル内のサーバ室のPMDAが指定した領域に搬入・設置すること。その他の機器等は、新霞が関ビル内の執務室内のPMDAが指定した領域に搬入すること。

イ. 機器等の搬入・設置を行うために必要な申請をPMDAの指示に従い事前に対応すること。

ウ. 機器等の搬入・設置を行うための現地調査を事前に行うこと。

エ. 機器等の搬入時には、PMDAが指定した施設内の共有区域に養生を行うこと。

オ. 機器等の梱包物、搬入時に使用した養生品及びその他不要となった資材は、機器等の設置完了後速やかに撤去し破棄すること。

カ. 解析用サーバ、管理用サーバ1及び2、NASを収容したサーバラックについて、全重量をサーバラックが占める床面積で除して算出される最大荷重は300 kg/m<sup>2</sup>以内となること。または、サーバラック・床間に鉄板を敷設する等により、最大荷重が300 kg/m<sup>2</sup>以内となるよう必要な措置を講じること。

キ. サーバラックの搬入時において、PMDAが指定する領域に設置する際、又は最大荷重が規定値以下となるような措置を講じる際等に、サーバ室内の既存の機器の軽微な移動(数メートル以内)が必要となった場合には、PMDAの立ち合いのもと、受注者において対応すること。

#### (3) 機器のセットアップ

ア. 解析用サーバ、管理用サーバ1及び2、NASは、以下の要件を満たすようセットアップを行うこと。

- ① サーバラックに搭載すること。
- ② PMDA が事前に用意する電源に接続し、利用可能な状態とするための基本的な初期設定を行うこと。
- ③ 接続するケーブル類は、色分け及びタグの取付け等、運用後の保守作業を考慮して整理を行うこと。詳細は受注後に PMDA と相談の上、決定すること。また、その作業に必要な部材を含むこと。
- ④ オペレーティングシステムの導入及び必要な初期設定を行うこと。
- ⑤ PMDA が指定する機器の識別番号を記したラベルを作成し、指定の箇所に張り付けること。
- ⑥ 導入時点における最新のファームウェアその他機器の正常な稼働に必要な制御ソフトウェアを導入すること。
- ⑦ PMDA が指定する既存の社内ネットワークに接続し、利用できるように設定すること。また、同一ネットワークに接続される機器より認識可能な状態とすること。
- ⑧ その他の具体的な構成については、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。

イ. 専用端末 A 及び B は、以下の要件を満たすようセットアップを行うこと。

- ① オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアの導入及び必要な設定を行うこと。
- ② マスタ PC イメージを作成し、クローニング等による構成の展開を行うこと。
- ③ PMDA が指定する機器の識別番号を記したラベルを作成し、指定の箇所に張り付けること。
- ④ 原則として個別の梱包材に格納した状態で納品すること。
- ⑤ その他の具体的な構成については、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。

#### (4) 動作確認

ア. 解析用サーバ、管理用サーバ及び NAS は、動作確認を目的とする受入れテストとして、以下の事項について PMDA 職員の立会いの下で確認すること。

- ① 通電することで正常に起動すること。
- ② 「3.1. (3) 機器のセットアップ」の対応が実施されていること。
- ③ 機器が不具合なく正常に稼働していること。

イ. 解析用サーバ、管理用サーバについて、ストレージ領域に不良ブロック等が検出されないと確認し、その結果を PMDA に報告すること。不良ブロック等の問題が検出された場合には、必要な対応を検討し PMDA の確認を得たうえで、対処すること。

#### (5) システムバックアップ

ア. 受注者は、解析用サーバ及び管理用サーバについて、「(4) 動作確認」に定める動作確認が

終了した時点において、システム領域のデータを外部記録媒体（RDX リムーバブルディスク）にバックアップすること。また、本作業に必要な部材を調達対象の物品に含めること。

イ. バックアップ対象とするシステム領域の具体的な内容、範囲は、受注後に PMDA と協議し取り決めること。

## 3.2 保守の要件

### （1）障害発生時保守対応

ア. 別添 2 に定める保守が提供される体制とすること。

## 3.3 その他の要件

ア. 応札を予定する者は、PMDA の既存の環境に関する資料の閲覧、現地調査の実施等を実施すること。希望する者は、11. 窓口連絡先にその旨を連絡し、5.2. の事項に従い対応すること。

## 4. 作業の実施体制・方法に関する事項

### 4.1 作業の実施体制

- ア. 受注者は、業務受託後、PMDA に対して作業体制（受注者側の体制図とそれぞれの役割の詳細）を説明し、承認を得た上で作業を進めること。
- イ. 業務の責任者及びリーダーにあたる者のスキル（「IT スキル標準（ITSS）」等）や資格についてプロジェクト実施計画書に明記すること。
- ウ. 作業を複数業者（再委託を含めて）が連携して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担等をプロジェクト実施計画書に明示すること。また、「8. 再委託に関する事項」を遵守すること。
- エ. 受注者は、業務の進捗状況に遅延が生じる等により全体進捗に悪影響が生じていると判断される場合には、本業務に従事する要員を適宜増員する等の措置により、プロジェクト実施計画書に定めた作業スケジュールを遵守するよう努めること。

### 4.2 作業場所

- ア. 受注業務の作業場所は、PMDA 内又は PMDA が承認した日本国内の場所とすること。
- イ. PMDA 内で作業を行う場合は、事前に必要な手続を行い、承認を得た上で実施すること。
- ウ. 必要に応じて、PMDA 職員は作業場所の現地確認ができるものとすること。

## 5. 作業の実施にあたっての遵守事項

### 5.1 基本的事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア. 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
- イ. 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ウ. PMDA との会議、打合せ、機器等の搬入及び PMDA 内で作業を行う日は、原則として行政機関の休日（「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日をいう。）を除く日の 9 時から 18 時の間とすること。具体的な日程は事前に PMDA と相談の上、決定すること。
- エ. PMDA 内の本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- オ. 本業務に従事する要員は、PMDA 内の履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- カ. 本業務に従事する要員は、必要に応じて PMDA から指導を受け、本業務に必要となるルール及び知識等を理解した上で作業を実施すること。
- キ. 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ク. 本業務の履行に関連する、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、PMDA が修正及び改善要求を行った場合は、別途協議の場を設けて対応を検討すること。
- ケ. 本業務と関連する次の調達に向けた調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- コ. PMDA に提出する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- サ. PMDA 内のネットワーク環境へは、端末等を無断で接続してはならない。作業の実施にあたり PMDA 内のネットワーク環境に作業用の端末等の接続が必要な場合には、専用の端末を PMDA より貸し出すため、事前に申し出ること。
- シ. PMDA 内のネットワーク環境は、インターネット等の外部環境に接続してはならない。作業の実施にあたり、外部より取得したデータを持ち込む場合には、受注後に PMDA と合意した手順に基づいて持ち込み作業を行うこと。
- ス. 納入成果物を作成するために必要となる情報を除いては、PMDA 内部より情報を持ち出してはならない。納入成果物を作成するために必要な情報を PMDA 内部より持ち出す場合には、その内容について事前に PMDA の承認を得た上で、受注後に PMDA と合意した手順に基づいて持ち出しを行うこと。

## 5.2 機密保持、資料の取扱い

受注者が作業を実施する上で必要とされる秘密の保持に係る条件は、以下のとおりとする。

- ア. 受注者は、現行のシステム設計書等を参照する必要がある場合等、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- イ. 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等は管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
  - 複製しないこと。
  - 用務に必要がなくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。
  - 受注業務完了後、管理簿等に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA の求めに応じて提出すること。
- ウ. 本受注業務の遂行において秘密が漏洩され又はその恐れがある場合には、これを速やかに PMDA に報告し、対応について協議すること。
- エ. 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。
- オ. 秘密の保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。
- カ. 応札希望者についても上記ア～オに順ずること。

## 5.3 遵守する法令等

作業を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおりとする。

- ア. 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。
- イ. 下記の PMDA 内規程を遵守すること。閲覧を希望する場合は、PMDA に連絡すること。
  - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
  - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
  - 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 サイバーセキュリティポリシー
- ウ. 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施すること。これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期に検査又は確認する場合には、これに応じるとともにその作業に協力すること。
- エ. 情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にしておくこと。万一、そのような事態が発生した場合には、PMDA へ報告するとともに、当該手順等に基づき、作業記録をとりつつ、可及的速やかに修復すること。また、PMDA から要望があった場合には、その手順や作業記録を提出すること。

## 6. 納入成果物の取扱いに関する事項

### 6.1 知的財産の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおりとする。

- ア. 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する現有資産を移行する等して発生した権利を含めて、原則としてすべて PMDA に帰属するものとする。
- イ. 本件に係り発生した権利は、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ウ. 本件に係り発生した権利は、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- エ. 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- オ. 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。
- カ. 受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

### 6.2 契約不適合責任

- ア. 本調達業務の最終検収後 1 年以内の期間（修正が発生した場合には、その時点から 1 年以内の期間）において、委託業務の納入成果物に関して本システムの安定稼働等に関わる不具合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに不具合の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して不具合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手するとともに、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。
- イ. 本調達業務の受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA

に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001認証（国際標準）又はJISQ27001認証（日本産業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合にはJISQ15001（日本産業標準）に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報を、データ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともにPMDAに対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

## 6.3 検収

納入成果物の作成においては、適宜、PMDAに進捗状況の報告を行うとともに、確認を受けること。最終的な納入成果物は、「2.2.1. 納入成果物及び納入期日」に記載のすべてが揃っていること及び確認後の改訂事項等が反映されていることを、PMDAが確認し、内容を了承し次第、検収終了とする。なお、以下についても遵守すること。

- ア. 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDAの承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- イ. 納入成果物として規定されたもの以外にも、必要に応じて資料提出を求める場合があるため、作成資料等を常に管理し、最新状態に保つこと。

## 7. 入札参加資格に関する事項

### 7.1 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

- ア. 導入責任部署はISO9001又はCMMIレベル3以上の認定を取得していること。
- イ. ISO/IEC27001認証（国際標準）又はJISQ27001認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- ウ. 導入する機器、オペレーティングシステム、ミドルウェア等の製品に関する資格を持つ等、仕様に精通している担当者が作業体制に含まれること。
- エ. 応札時にはハードウェア、ソフトウェアの構成に関する資料の即時提出が可能であること。
- オ. 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後にPMDAが見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかつた場合には、契約を締結しないことがある。
- カ. 入札説明書「6 質問の受付」①の期間内に、質問もしくは質疑内容の共有を希望する旨の連絡を、仕様書11の窓口連絡先宛までメールにて行うこと（期間内に連絡がない者は入札に参加が

出来ないため、十分注意すること)。

## 7.2 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ア. PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- イ. 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等
- ウ. ア～イの親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- エ. ア～イと同一の親会社を持つ事業者
- オ. ア～イから委託を受ける等緊密な利害関係を有する事業者
- カ. 過去に PMDA の業務に関わり、遅延又は改善等に関する指導を受けたことがある事業者

## 8. 再委託に関する事項

- ア. 受注者は、受注業務の全部又は主要部分（受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。）を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を得ること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。
- イ. 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本調達仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- ウ. 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめの上、PMDA に申請し、承認を得ること。申請にあたって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務について、上記アに準拠する。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負うこと。

## 9. その他の特記事項

### 9.1 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に配慮すること。

- ア. 本件に係る納入成果物は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号）に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- イ. 導入する機器について、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

### 9.2 その他

- ア. PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。
- イ. 荷物の搬入にあたっては、PMDA 及び新霞が関ビルの建物管理者の指示に従うこと。また、必要十分な注意を払い、手押し車（台車）等で荷物の搬入及び資材等を撤去すること。パレットでの搬入及び撤去は禁止とする。
- ウ. 輸送費その他一切の費用を含むこと。
- エ. 搬入に際し必要となる手続について、PMDA の指示に従い対応すること。
- オ. 搬入の日時は「5.1 基本的事項 ウ」を踏まえ PMDA と相談の上、決定すること。
- カ. 新霞が関ビルの駐車場を利用する場合の一般的な条件は以下のとおり。

- 大型自動車の場合：  
高さ 2.5m を超える大型自動車を利用する場合、新霞が関ビル 1 階（首都高速道路・六本木通り側）の大型車駐車スペースに止めることが可能である。利用を希望する際には、PMDA の指示に従い必要な手続きを事前に行うこと。
- それ以外の自動車の場合：
  - ・車の高さの制限：2.5m を超えない高さの自動車とすること。
  - ・荷下ろし：地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を止め、荷下ろしを行うこと。また、荷物の搬入には、PMDA の指示に従い、専用エレベータを利用すること。

## 10. 附属文書

別紙 1 調達の対象とする機器等の要件について

別紙 2 調達の対象とする機器等の保守要件について

## 11. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

医療情報活用部 小澤 美和

電話 : 03 (3506) 9484

Email : ozawa-miwa●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。

以上

(別紙1)

### 調達の対象とする機器等の要件について

調達の対象とする機器等及び必要な要件は次のとおりとする。

#### 1. 調達の対象とする機器等

区分	機器等	台数
解析用サーバ	① SAS 解析用サーバ	1式
	② DB サーバ	1式
	③ 解析用ストレージ	1式
	④ バックアップ用ストレージ	1式
管理用サーバ1	⑤ 管理用サーバ1	1式
管理用サーバ2	⑥ 管理用サーバ2	1式
ネットワーク接続ストレージ	⑦ NAS	1式
専用端末 A	⑧ 専用端末 A	4式
	⑨ 管理用端末 A	1式
専用端末 B	⑩ 専用端末 B	20式
その他周辺機器等	⑪ ラップトップ端末 A	2式
	⑫ ラップトップ端末 B	5式
	⑬ 会議用大型ディスプレイ	1式
	⑭ 会議用中型ディスプレイ	1式
	⑮ ウイルス対策ソフトウェアライセンス	1式
	⑯ ログ管理ソフトウェアライセンス	1式
	⑰ ログ管理ソフトウェアライセンス	1式

#### 2. 調達の対象とする機器等に必要な要件

##### ① SAS 解析用サーバ 1式 に係る要件

①-1	基本要件	ア) サーバ上で稼動するオペレーティングシステムとして、①-15 の要件を満たす商用 Linux が稼動すること。 イ) 設計に基づき各種機器との接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を必要に応じて備えること。 ウ) オペレーティングシステムを導入し、解析用ストレージ及びバックアップ用ストレージをそれぞれ独立したストレージデバイスとして認識するよう設定を行うこと。 エ) インターネット非接続環境において運用可能であること。
①-2	筐体	ア) サーバ筐体はラックマウント型とすること。 イ) サーバ前面に LCD ディスプレイ又はシステムステータス LED インジケータ等を装備し、OS や管理コンソールにログインすることなく、サーバの稼働及びハードウェア障害の発生状況等を簡易的に確認できる機能を有すること。

①-3	ラック	<p>ア) SAS 解析用サーバ、DB サーバ、解析用ストレージ、バックアップ用ストレージ、管理用サーバ 1 及びその他必要な機器と合わせて、EIA (米国電子工業会) 規格 EIA-310-D に準拠する 19 インチサーバラック計 2 台以内に収容すること。サーバラックはいずれも 22 U 以内のサイズとすること。</p> <p>イ) ア) に必要な台数のサーバラックを物品に含めること。なお、ラックの扉及び開放可能なパネルは施錠可能であること。</p> <p>ウ) サーバラックには転倒防止のためのスタビライザを備えること。なお、床へのボルト固定は行わないこと。</p> <p>エ) SAS 解析用サーバ、DB サーバ、解析用ストレージ、バックアップ用ストレージ、管理用サーバ 1 及びその他必要な機器を収容したサーバラックについて、サーバラックの全重量をサーバラックが占める床面積で除して算出される最大荷重が 300 kg/m<sup>2</sup> 以内となること。または、サーバラック・床間に鉄板を敷設する等により、最大荷重が 300 kg/m<sup>2</sup> 以内となるよう必要な措置を講じること。</p>
①-4	プロセッサ	<p>以下の条件を満たすプロセッサを 1 台搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数 3.0 GHz 以上の 64 bit プロセッサとすること。</p> <p>イ) コア数 8 以上を有すること。</p>
①-5	メモリの搭載容量	ア) 合計 2,048 GB 以上の DDR4 SDRAM を搭載すること。
①-6	メモリの拡張性	ア) 将来想定される処理能力増大の要求に応じて、サーバ導入後に搭載メモリを交換・増設することにより、メモリ容量を合計 4,096 GB 以上に増設拡張可能であること。
①-7	内蔵ストレージ	<p>ア) 12Gb Serial Attached SCSI 規格に対応するディスクコントローラを備えること。</p> <p>イ) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 15,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブとして、容量 300GB 以上を 5 点備えること。</p>
①-8	内蔵ストレージの構築	<p>ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、ストレージデバイスとして認識するよう設定すること。</p> <p>イ) RAID5 又は RAID6 構成とすること。</p>
①-9	内蔵ストレージの保守性	ア) サーバの稼動を停止させずに、故障等が発生したディスクドライブの交換が行えること。
①-10	ネットワークインターフェイス	ア) 1000 BASE-T のネットワークインターフェイスを 2 ポート以上備えること。
①-11	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブを 1 個備えること。
①-12	電源装置	<p>ア) サーバを稼動させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) SAS 解析用サーバ、DB サーバ、解析用ストレージ、バックアップ用ストレージ、管理用サーバ 1 と合わせて、200 V / 30 A 電源を最大 4 回路を利用して稼動すること。</p>
①-13	電源装置の可用性	ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってサーバ稼動に必要な電力の供給が続行できるよう、冗長構成とすること。
①-14	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してサーバを 3 分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。または、この実装に必要な物品を備えること。</p> <p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下又は故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS</p>

		等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。
①-15	オペレーティングシステム	<p>以下の条件を全て満たすオペレーティングシステムとして、Red Hat Enterprise Linux 又は同等製品を備えること。</p> <p>ア) サーバ上で稼動するオペレーティングシステムとして、Bash 等の標準的なシェル言語として利用できる日本語対応の商用 Linux を備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) 日本語入力に必要な標準的なソフトウェアを備えること。</p> <p>エ) 統計解析ソフトウェア SAS® 9.4 M8 (SAS Institute Inc.) のサポート対象オペレーティングシステム<sup>1</sup>であり、当該オペレーティングシステム上で稼動する当該ソフトウェアについて SAS Institute Inc.によるサポートレベルは Standard であること。</p> <p>オ) オペレーティングシステム単体でシステム領域データのバックアップが可能な機能を有すること。</p> <p>カ) システム領域データを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体 (RDX リムーバブルディスク) を一式備えること。なお、本サーバにて当該媒体の読み書きを行う為に必要な機器等を備えること (①-19 ウ) 参照)。</p> <p>キ) 納品時点より有効な正規の永久使用権、又は令和 6 年 3 月 31 日までの期間を有効期間に含む使用権を備えること。</p>
①-16	コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェア	ア) コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェアとして、⑯-1 が利用可能であること。
①-17	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム (デバイスドライバプログラム等) を備えること。</p> <p>イ) 当該オペレーティングシステムに対応する SAS 9.4 ソフトウェアのシステム必要条件<sup>2</sup>を全て満たすよう、必要なソフトウェアを備えること。</p> <p>ウ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を実施した上で受け渡すこと。</p>
①-18	その他の要件	<p>ア) 構築後にストレージ領域について不良ブロック等が検出されないことを確認すること。</p> <p>イ) 32Gb/s 対応ファイバーチャネル ホスト バス アダプター (合計 2 ポート以上) を備えること。SAS 解析用サーバ、DB サーバ、ストレージと適切に連携するために必要な物品を含むこと。</p> <p>ウ) RDX リムーバブル ディスクが利用可能となるよう、必要な機器を備えること。</p> <p>エ) 導入後少なくとも 5 年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>

1

<https://support.sas.com/supportos/list?requestAction=summary&outputView=platform&sasrelease=&platformGroup=UNIX&platformName=Linux+64-bit> (令和 5 年 6 月 12 日アクセス)

2 <http://www.sas.com/offices/asiapacific/japan/service/resources/sysreq/94/indexts1m0.html> (令和 5 年 6 月 12 日アクセス)

## ② DB サーバ 1式 に係る要件

②-1	基本要件	<p>ア) サーバ上で稼動するオペレーティングシステムとして、②-15 の要件を満たす商用 Linux が稼動すること。</p> <p>イ) 設計に基づき各種機器との接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を必要に応じて備えること。</p> <p>ウ) オペレーティングシステムを導入し、解析用ストレージ及びバックアップ用ストレージをそれぞれ独立したストレージデバイスとして認識するよう設定を行うこと。</p> <p>エ) インターネット非接続環境において運用可能であること。</p>
②-2	筐体	<p>ア) サーバ筐体はラックマウント型とすること。</p> <p>イ) サーバ前面に LCD ディスプレイ又はシステムステータス LED インジケータ等を装備し、OS や管理コンソールにログインすることなく、サーバの稼働及びハードウェア障害の発生状況等を簡易的に確認できる機能を有すること。</p>
②-3	ラック	①-3 と同様とする。
②-4	プロセッサ	<p>以下の条件を満たすプロセッサを 2 台搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数 2.4 GHz 以上の 64 bit プロセッサとすること。</p> <p>イ) コア数 24 以上を有すること。</p>
②-5	メモリの搭載容量	ア) 合計 1,024 GB 以上の DDR4 SDRAM を搭載すること。
②-6	メモリの拡張性	ア) 将来想定される処理能力増大の要求に応じて、サーバ導入後に搭載メモリを交換・増設することにより、メモリ容量を合計 4,096 GB 以上に増設可能であること。
②-7	内蔵ストレージ	<p>ア) 12Gb Serial Attached SCSI 規格に対応するディスクコントローラを備えること。</p> <p>イ) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 15,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブとして、容量 300GB 以上を 5 点以上備えること。</p>
②-8	内蔵ストレージの構築	<p>ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、ストレージデバイスとして認識するよう設定すること。</p> <p>イ) RAID5 又は RAID6 構成とすること。</p>
②-9	内蔵ストレージの保守性	ア) サーバの稼動を停止させずに、故障等が発生したディスクドライブの交換が行えること。
②-10	ネットワークインターフェイス	ア) 1000 BASE-T のネットワークインターフェイスを 2 ポート以上備えること。
②-11	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブを 1 個備えること。
②-12	電源装置	①-12 と同様とする。
②-13	電源装置の可用性	ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってサーバ稼動に必要な電力の供給が続行できるよう、冗長構成とすること。
②-14	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置（UPS）等を利用してサーバを 3 分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。または、この実装に必要な物品を備えること。</p> <p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下又は故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS 等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>

②-15	オペレーティングシステム	<p>以下の条件を全て満たすオペレーティングシステムとして、Red Hat Enterprise Linux 8.4 以上又は同等製品を備えること。</p> <p>ア) サーバ上で稼動するオペレーティングシステムとして、Bash 等の標準的なシェル言語として利用できる日本語対応の商用 Linux を備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) 日本語入力に必要な標準的なソフトウェアを備えること。</p> <p>エ) オペレーティングシステム単体でシステム領域データのバックアップが可能な機能を有すること。</p> <p>オ) システム領域データを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体 (RDX リムーバブルディスク) を一式備えること。なお、本サーバにて当該媒体の読み書きを行う為に必要な機器等を備えること (②-19 ウ) 参照)。</p> <p>カ) 納品時点より有効な正規の永久使用権、又は令和 6 年 3 月 31 日までの期間を有効期間に含む使用権を備える。</p>
②-16	コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェア	<p>ア) コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェアとして、⑯-1 が利用可能であること。</p>
②-17	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム (デバイスドライバプログラム等) を備えること。</p> <p>イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点での利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を実施した上で受け渡すこと。</p>
②-18	その他の要件	<p>ア) 構築後にストレージ領域について不良ブロック等が検出されないことを確認すること。</p> <p>イ) 32Gb/s 対応ファイバーチャネル ホスト バス アダプター (合計 2 ポート以上) を備えること。SAS 解析用サーバ、DB サーバ、ストレージと適切に連携するために必要な物品を含むこと。</p> <p>ウ) RDX リムーバブル ディスクが利用可能となるよう、必要な機器を備えること。</p> <p>エ) 導入後少なくとも 5 年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>

### ③ 解析用ストレージ 1式 に係る要件

③-1	基本要件	<p>ア) SAS 解析用サーバ及び DB サーバとの接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を物品に備えること。</p> <p>イ) インターネット非接続環境において運用可能であること。</p>
③-2	筐体	<p>ア) 筐体はラックマウント型とすること。</p>
③-3	ラック	<p>①-3 と同様とする。</p>
③-4	ストレージ	<p>ア) 記憶媒体として Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格のドライブを使用すること。</p> <p>イ) 100TB 以上の実効容量 (RAID5 又は RAID6 構成) を有すること。なお、重複排除前の実行容量であること。</p> <p>ウ) データ書き込みが集中した場合、処理の遅延を予防するためにドライブ/モジュール間でデータを再配置する機能を有していること。</p>

		<p>エ) コントローラ間の接続には、処理の遅延を予防するためのアーキテクチャが採用されていること。</p> <p>オ) データ書き込みが集中した場合、処理の遅延を予防するための設定が可能であること。</p> <p>カ) スケールアウト構成ではなく、単一のアプライアンス製品であること。</p>
③-5	ストレージの構築	<p>ア) SAS 解析用サーバ及び DB サーバに導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、双方よりストレージデバイスとして認識するよう設定すること。</p>
③-6	ストレージの拡張性	<p>ア) 将来想定されるデータ容量増大の要求に応じて、エンクロージャの増設を伴わずに、導入したディスクドライブ/モジュール等を追加又は入れ替える等して、RAID5 又は RAID6 構成時の実行容量を 200 TB 以上に拡張可能であること。</p>
③-7	ストレージの可用性	<p>ア) 単一のドライブ/モジュールに故障等で障害が発生した場合、データの消失や業務停止等を予防するため、複数のドライブ/モジュールを束ねて单一のデバイスとして動作させる等すること。</p> <p>イ) ドライブ/モジュールのスペアを搭載し、稼動中のドライブ/モジュールの故障をシステムが検知した場合は自動でデータを退避するなど、短時間で障害復旧が可能となる機能を有すること。</p> <p>ウ) 1 台のコントローラが故障した場合には、残りのコントローラでキャッシングのミラーリングが維持されるなど、キャッシング上のデータの消失を防ぐ機能を有すること。</p>
③-8	ストレージの保守性	<p>ア) ストレージ装置の稼動を停止させずに故障等が発生したディスクドライブの交換が可能であること。</p> <p>イ) ドライブ/モジュールの障害検知又は予防検出を行うための情報が収集され、ストレージ装置外部の統合管理システム又はツールに対して SNMP 経由で通知が可能であること。</p> <p>ウ) ドライブ/モジュール障害時の冗長性復活を高速に実行する機構を有すること。</p> <p>エ) ストレージ装置の稼動を継続したまま、ストレージの制御ソフトウェアを更新可能であること。</p>
③-9	ストレージデータ帯域幅	<p>ア) ストレージとしての I/O 性能値が 8 Kbyte ブロックの読み込みに対して 1,000,000 IOPS 相当以上（理論値）であること。</p> <p>イ) 読込み又は書き込みアクセスに対し、最短 0.40 ms 未満の応答速度性能を理論上有すること。</p> <p>ウ) サーバとのデータ転送を 10 GByte/sec 相当以上（理論値）で行える性能を有すること。</p>
③-10	ネットワークインターフェイス	<p>ア) 管理用イーサネットインターフェイスを 1 ポート以上備え、GUI(Web)又は CLI により管理作業をリモートで実行可能のこと。</p>
③-11	インターフェイスの可用性	<p>ア) 単一の I/O インターフェイスに故障等で障害が発生した場合、他の同一種類の正常な I/O インターフェイスによって自動的に処理が続行できるよう、冗長構成とすること。但し、管理用イーサネットインターフェイスは除く。</p>
③-12	インターフェイスの保守性	<p>ア) I/O インターフェイスに障害が発生した場合、ストレージ装置の稼働を停止するなどをした上で、障害が発生した I/O インターフェイスを交換可能であること。</p>
③-13	電源装置	①-12 と同様とする。
③-14	電源装置の可用性	<p>ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってストレージ装置稼働に必要な電力の供給が続行できるよう、冗長構成とすること。</p>
③-15	電源装置の保守性	<p>ア) 電源装置に障害が発生した場合、障害が発生した電源装置を交換可能であること。</p>

③-16	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置（UPS）等を利用してストレージ装置を3分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1分を超えて異常が継続した場合は、ストレージ装置を自動で正常終了させる機能を有すること。</p> <p>ウ) UPS等の故障時には、UPS等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS等のバッテリー低下又は故障等によりUPS等の機能が低下した場合、UPS本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が確認できる機能を有すること。</p>
③-17	その他の要件	<p>ア) 32Gb/s 対応ファイバーチャネル ホスト バス アダプター（合計4ポート以上）を備えること。また、SAS 解析用サーバ、DB サーバと適切に連携するために必要な物品を含むこと。</p> <p>イ) 導入後少なくとも5年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>

#### ④ バックアップ用ストレージ 1式 に係る要件

④-1	基本要件	<p>ア) SAS 解析用サーバ及び DB サーバとの接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を物品に備えること。</p> <p>イ) インターネット非接続環境において運用可能であること。</p>
④-2	筐体	ア) 筐体はラックマウント型とすること。
④-3	ラック	①-3と同様とする。
④-4	ストレージ	<p>ア) Near Line Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 7,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブで構成すること。</p> <p>イ) 100 TB 以上の実効容量 (RAID5 又は RAID6) を有すること。</p>
④-5	ストレージの構築	ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、単一のストレージデバイスとして認識するよう設定すること。
④-6	ストレージの保守性	ア) ストレージ装置の稼動を停止させずに故障等が発生したディスクドライブの交換が可能であること。
④-7	ストレージデータ帯域幅	ア) ストレージとしての I/O 性能値が 8 Kbyte ブロックの読み込みに対して 4,000 IOPS (理論値) 相当以上であること。
④-8	電源装置	①-12と同様とする。
④-9	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置（UPS）等を利用してストレージ装置を3分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1分を超えて異常が継続した場合は、ストレージ装置を自動で正常終了させる機能を有すること。</p> <p>ウ) UPS等の故障時には、UPS等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS等のバッテリー低下並びに故障等によりUPS等の機能が低下した場合、UPS等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>
④-10	電源装置の可用性	ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってストレージ装置稼動に必要な電力の供給が続行できるよう、冗長構成とすること。
④-11	その他の要件	ア) 16Gb/s 対応ファイバーチャネル ホスト バス アダプター（合計2ポート以

		<p>上) を備えること。また、SAS 解析用サーバ、DB サーバと適切に連携するために必要な物品を含むこと。</p> <p>イ) 導入後少なくとも 5 年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>
--	--	---

## ⑤ 管理用サーバ 1 式 に係る要件

⑤-1	基本要件	<p>ア) サーバ上で稼動する仮想化プラットホームとして VMware vSphere 8 Standard が稼動すること。</p> <p>イ) 設計に基づき各種機器との接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を必要に応じて備えること。</p> <p>ウ) 仮想化を実現するハイパーバイザとして VMware ESXi を導入し、標準的な初期設定を行うこと。</p> <p>エ) インターネット非接続環境において運用可能であること。</p>
⑤-2	筐体	<p>ア) サーバ筐体はラックマウント型とすること。</p> <p>イ) サーバ前面に LCD ディスプレイ又はシステムステータス LED インジケータ等を装備し、OS や管理コンソールにログインすることなく、サーバの稼働及びハードウェア障害の発生状況等を簡易的に確認できる機能を有すること。</p>
⑤-3	ラック	①-3 と同様とする。
⑤-4	プロセッサ	<p>以下の条件を満たすプロセッサを 2 台搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数 3.2 GHz 以上の 64 bit プロセッサとすること。</p> <p>イ) コア数 8 以上を有すること。</p>
⑤-5	メモリの搭載容量	ア) 合計 128 GB 以上の DDR4 SDRAM を搭載すること。
⑤-6	メモリの拡張性	ア) 将来想定される処理能力増大の要求に応じて、サーバ導入後に搭載メモリ容量を合計 1,024 GB 以上に増設可能であること。
⑤-7	内蔵ストレージ	<p>ア) 12Gb Serial Attached SCSI 規格に対応するディスクコントローラを備えること。</p> <p>イ) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 15,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブとして、容量 600GB 以上を 4 点以上又は実行容量 1.2TB 以上 (RAID5 又は RAID6 構成) を備えること。</p> <p>ウ) SATA 規格に対応するソリッドステートドライブとして、容量 480GB 以上を 2 点又は実行容量 480GB 以上 (RAID1 構成) を備えること。</p>
⑤-8	内蔵ストレージの構築	ア) ESXi 上でストレージ領域として認識されるよう設定すること。
⑤-9	内蔵ストレージの保守性	ア) サーバの稼動を停止させずに、故障等が発生したディスクドライブの交換が行えること。
⑤-10	ネットワークインターフェイス	ア) 1000 BASE-T のネットワークインターフェイスを 4 ポート以上備えること。
⑤-11	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブを 1 個備えること。
⑤-12	電源装置	①-12 と同様とする。
⑤-13	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してサーバを 3 分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。または、この実装に必要な物品を備えること。</p>

		<p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がされること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下又は故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS 等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>
⑤-14	オペレーティングシステム等	<p>ア) サーバ上で稼動する仮想化プラットホームとして VMware vSphere 8 Standard ライセンスを必要数備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) システム領域データを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。なお、本サーバにて当該媒体の読み取りを行う為に必要な機器等を備えること。</p> <p>エ) 仮想環境上のゲスト OS として Windows Server 2022 を 5 台稼働させるために必要な Windows Server 2022 ライセンスを備えること。</p>
⑤-15	その他の要件	<p>ア) 構築後にストレージ領域について不良ブロック等が検出されないことを確認すること。</p> <p>イ) 導入後少なくとも 5 年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>

## ⑥ 管理用サーバ2 1式 に係る要件

⑥-1	基本要件	<p>ア) サーバ上で稼動する仮想化プラットホームとして VMware vSphere 8 Standard が稼動すること。</p> <p>イ) 設計に基づき各種機器との接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を必要に応じて備えること。</p> <p>ウ) 仮想化を実現するハイパーバイザーとして VMware ESXi を導入し、標準的な初期設定を行うこと。</p> <p>エ) インターネット非接続環境において運用可能であること。</p>
⑥-2	筐体	<p>ア) サーバ筐体はラックマウント型とすること。</p> <p>イ) サーバ前面に LCD ディスプレイ又はシステムステータス LED インジケータ等を装備し、OS や管理コンソールにログインすることなく、サーバの稼働及びハードウェア障害の発生状況等を簡易的に確認できる機能を有すること。</p>
⑥-3	ラック	<p>ア) 管理用サーバ2、NAS 及びその他必要な機器と合わせて、PMDA が設置する既存の EIA (米国電子工業会) 規格 EIA-310-D に準拠する 19 インチサーバラックの空きスペースに収容すること。</p> <p>イ) ラックに収容するために必要な部材 (電源ケーブル、ラックレール等) を物品に含めること。</p>
⑥-4	プロセッサ	<p>以下の条件を満たすプロセッサを 2 台搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数 3.2 GHz 以上の 64 bit プロセッサとすること。</p> <p>イ) コア数 8 以上を有すること。</p>
⑥-5	メモリの搭載容量	ア) 合計 128 GB 以上の DDR4 SDRAM を搭載すること。
⑥-6	メモリの拡張性	ア) 将来想定される処理能力増大の要求に応じて、サーバ導入後に搭載メモリ容量を合計 1,024 GB 以上に増設可能であること。
⑥-7	内蔵ストレージ	<p>ア) 12Gb Serial Attached SCSI 規格に対応するディスクコントローラを備えること。</p> <p>イ) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 15,000 rpm 相当以上のハードディ</p>

		<p>スクドライブとして、容量 300GB 以上を 4 点又は実行容量 600GB 以上 (RAID5 又は RAID6 構成) を備えること。</p> <p>ウ) SATA 規格に対応するソリッドステートドライブとして、容量 480GB 以上を 2 点又は実行容量 480GB 以上 (RAID1 構成) を備えること。</p>
⑥-8	内蔵ストレージの構築	ア) ESXi 上でストレージ領域として認識されるよう設定すること。
⑥-9	内蔵ストレージの保守性	ア) サーバの稼動を停止させずに、故障等が発生したディスク ドライブの交換が行えること。
⑥-10	ネットワークインターフェイス	ア) 1000 BASE-T のネットワークインターフェイスを 4 ポート以上備えること。
⑥-11	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブを 1 個備えること。
⑥-12	電源装置	<p>ア) サーバを稼動させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 管理用サーバ 2、NAS と合わせて、200 V / 15 A 電源を最大 2 回路利用して稼動すること。</p>
⑥-13	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してサーバを 3 分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。</p> <p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下又は故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS 等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>
⑥-14	オペレーティングシステム等	<p>ア) サーバ上で稼動する仮想化プラットホームとして VMware vSphere 8 Standard ライセンスを必要数備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) システム領域データを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。なお、本サーバにて当該媒体の読み取りを行う為に必要な機器等を備えること。</p> <p>エ) 仮想環境上のゲスト OS として Windows Server 2022 を 5 台稼働させるために必要な Windows Server 2022 ライセンスを備えること。</p>
⑥-15	その他の要件	<p>ア) 構築後にストレージ領域について不良ブロック等が検出されないことを確認すること。</p> <p>イ) 導入後少なくとも 5 年間のハードウェア保守の提供を受けることが可能な機器であること。</p>

## ⑦ ネットワーク接続ストレージ 1 式 に係る要件

⑦-1	基本要件	<p>ア) 以降の要件をすべて満たすラックマウント型ネットワーク接続ストレージとして、QNAP 製 TS-h1886XU-RP R2 又はそれと同等以上の性能を有する機器を 1 点納入すること。</p> <p>イ) 標準的な初期設定を行うこと。</p>
⑦-2	ラック	⑥-3 と同様とする。
⑦-3	筐体	ア) 12 台以上の 3.5 インチハードディスク ドライブを搭載可能であること。

		イ) 6台以上の2.5インチハードディスクドライブを搭載可能であること。
⑦-4	サイズ	ア) 幅50cm、奥行き60cm、高さ10cm以下であること。 イ) ラック2Uサイズであること。
⑦-5	プロセッサ	以下の条件を全て満たす64bitプロセッサを1個搭載すること。 ア) 稼動周波数が3.20GHz以上である。 イ) コア数4以上を有する。 ウ) 8以上のスレッドを同時に実行可能である。 エ) チップ上のキャッシュメモリは9MB以上である。
⑦-6	メモリの搭載容量	ア) 64GB以上のメモリを搭載すること。
⑦-7	ストレージ	ア) 物理容量200GB以上のSerial ATA規格2.5インチSSDを6台備えること。 イ) 物理容量2TB以上のSerial ATA規格3.5インチHDDを12台備えること。
⑦-8	インターフェイス	ア) 10GbE SFP+に対応したネットワークインターフェイスを2ポート以上備えること。 イ) 1000BASE-T以上に対応したネットワークインターフェイスを4ポート以上備えること。
⑦-9	USBポート	ア) USB3.0ポートを2つ以上備えること。
⑦-10	電源	⑥-12と同様とする。
⑦-11	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置(UPS)等を利用してサーバを3分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。 イ) 1分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。 ウ) UPS等の故障時には、UPS等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。 エ) UPS等のバッテリー低下又は故障等によりUPS等の機能が低下した場合、UPS等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。

## ⑧ 専用端末A 4式 に係る要件

⑧-1	基本要件	ア) 以降の要件をすべて満たすデスクトップ端末として、HP製Z2 Tower G9 Workstation又はそれと同等以上の性能を有する機器であること。
⑧-2	筐体	ア) 筐体のサイズが横170mm、奥行き440mm、高さ360mm以下であること。
⑧-3	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを1個搭載すること。 ア) 稼動周波数が3.0GHz以上である。 イ) コア数6以上を有する。
⑧-4	メモリの搭載容量	ア) 64GB以上のメモリを搭載すること。
⑧-5	内蔵ストレージ	ア) OS用ストレージとして、物理容量500GB以上のNon-Volatile Memory Express(NVMe)規格TLC型フラッシュドライブを1台備えること。 イ) データ用ストレージとして物理容量4,000GB以上のSerial ATA規格HDD(7,200rpm以上)を1台備えること。
⑧-6	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて单一のデバイスとして動作させ、单一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成(RAID1又はRAID5)をハードウェア又はソフトウェア

		レベルで構築可能とすること。
⑧-7	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること。
⑧-8	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブ（スリム）を 1 つ備えること。
⑧-9	メディアカードリーダー	ア) 備えないこと。
⑧-10	電源装置	ア) 必要な電源容量を供給可能であること。
⑧-11	電源	ア) AC 100V 15 A 50/60 GHz 電源で稼動すること。 イ) 電源タップとして SANWA TAP-F37-3 又は同等製品を、専用端末 A 1 式につき 1 点備えること。
⑧-12	キーボード	以下の条件を全て満たすキーボードを、専用端末 A 1 式につき 1 台備えること。 ア) USB 又は PS/2 規格の日本語かな有りテンキー付きキーボードである。 イ) キーボード本体は黒色であり、重量は 1.6 kg 以下である。
⑧-13	マウス	以下の条件を全て満たすマウスを 1 台備えること。 ア) スクロールホイールを有する 3 ボタン以上の光学式マウスである。 イ) マウス本体に収納可能な USB 接続型の無線レシーバ（重量 2.0 g 以下、2.4GHz 帯の電波を使用）を備え、光学式マウスと無線接続（最大操作距離 10 m）が可能である。 ウ) マウス本体サイズは幅 70 mm、奥行き 40 mm、高さ 110 mm 以下である。 エ) マウス重量（電池含む）は 100 g 以下である。 オ) 単 3 形乾電池 1 本で動作可能とする。なお、乾電池は物品に含める必要はない。
⑧-14	オペレーティングシステム	ア) Windows 11 Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑧-15	ビデオインターフェイス	ア) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 4 台のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることでもよい。 イ) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 4 台のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード（オンボード可）を備えること。
⑧-16	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイとして、EIZO FlexScan EV2460 又は同等規格のディスプレイを、専用端末 A 1 式につき 4 台備えること。また、クランプ式液晶ディスプレイアームとして、Green House GH-AMCR02 又は同等規格のディスプレイアームを、専用端末 A 1 式につき 1 台備えること。 ア) 23.8 型以上、1920×1080 解像度以上の IPS 非光沢液晶モニターである。 イ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort (HDCP 1.3)、DVI-D、HDMI (HDCP 1.4) の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。 ウ) モニタ一部重量は約 3.9 kg 以下である。 エ) 部屋の照度に応じて明るさが自動で調整される機能を備える。 オ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。 カ) 国際エネルギー省エネルギープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。

		キ) それぞれのディスプレイを⑧-16ア)に対応するビデオインターフェイスに接続するために必要な映像ケーブル（それぞれ長さ 1.5 m 以上）を備えること。 ク) 本体は黒色である。
⑧-17	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2021 日本語版を備えること。
⑧-18	USB ポート	ア) USB 3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑧-19	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。 イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー（長さ 1.0 m 以上）を専用端末 A 1 式につき 1 つ備えること。
⑧-20	ソフトウェアに関するその他の要件	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点での利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。

## ⑨ 管理用端末 A 1 式 に係る要件

⑨-1	基本要件	ア) 以降の要件をすべて満たすデスクトップ端末として、HP 製 Z2 Tower G9 Workstation 又はそれと同等以上の性能を有する機器であること。
⑨-2	筐体	ア) 筐体のサイズが横 170 mm、奥行き 440 mm、高さ 360 mm 以下であること。
⑨-3	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。 ア) 稼動周波数が 3.0 GHz 以上である。 イ) コア数 6 以上を有する。
⑨-4	メモリの搭載容量	ア) 64 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑨-5	内蔵ストレージ	ア) OS 用ストレージとして、物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 TLC 型フラッシュドライブを 1 台備えること。 イ) データ用ストレージとして物理容量 500 GB 以上の Serial ATA 規格 HDD (7,200rpm 以上) を 2 台備えること。
⑨-6	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて单一のデバイスとして動作させ、單一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成 (RAID1 又は RAID5) をハードウェア又はソフトウェアレベルで構築可能とすること。
⑨-7	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること。
⑨-8	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブ（スリム）を 1 つ備えること。
⑨-9	RDX ドライブ	ア) RDX リムーバブル ディスクドライブを 1 つ備えること。 イ) Windows 11 で利用可能であること。 ウ) 容量 1 TB 以上の RDX リムーバブルディスクを 10 点備えること。
⑨-10	電源装置	ア) 必要な電源容量を供給可能であること。 イ) 電源タップとして SANWA TAP-F37-3 又は同等製品を 1 点備えること。
⑨-11	電源	ア) AC 100V 15 A 50/60 GHz 電源で稼動すること。
⑨-12	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、2 分間以上稼動できる電源容量を供給可能な無停電電源装置 (UPS) を 1 台備えること。

		イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、端末を自動で正常終了させる機能を有すること。
⑨-13	キーボード	以下の条件を全て満たすキーボードを 1 台備えること。 ア) USB 又は PS/2 規格の日本語かな有りテンキー付きキーボードである。 イ) キーボード本体は黒色であり、重量は 1.6 kg 以下である。
⑨-14	マウス	以下の条件を全て満たすマウスを 1 台備えること。 ア) スクロールホイールを有する 3 ボタン以上の光学式マウスである。 イ) マウス本体に収納可能な USB 接続型の無線レシーバ（重量 2.0 g 以下、2.4GHz 帯の電波を使用）を備え、光学式マウスと無線接続（最大操作距離 10 m）が可能である。 ウ) マウス本体サイズは幅 70 mm、奥行き 40 mm、高さ 110 mm 以下である。 エ) マウス重量（電池含む）は 100 g 以下である。 オ) 単 3 形乾電池 1 本で動作可能とする。なお、乾電池は物品に含める必要はない。
⑨-15	オペレーティングシステム	ア) Windows 11 Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することができるよう、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑨-16	ビデオインターフェイス	ア) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 1 台 のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることでもよい。 イ) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 1 台 のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード（オンボード可）を備えること。
⑨-17	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイとして、EIZO FlexScan EV2460 又は同等規格のディスプレイを 1 台備えること。 ア) 23.8 型以上、1920×1080 解像度以上の IPS 非光沢液晶モニターである。 イ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort (HDCP 1.3)、DVI-D、HDMI (HDCP 1.4) の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。 ウ) モニタ一部重量は約 3.9 kg 以下である。 エ) 部屋の照度に応じて明るさが自動で調整される機能を備える。 オ) 14 cm 以上の昇降、90° 縦回転、チルト角上 35° 以上、下 5° 以上が可能な専用スタンドを備える。 カ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。 キ) 国際エネルギー省エネルギープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。 ク) それぞれのディスプレイを⑨-16 ア) に対応するビデオインターフェイスに接続するために必要な映像ケーブル（長さ 1.5 m 以上）を備えること。
⑨-18	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2021 日本語版を備えること。
⑨-19	USB ポート	ア) USB 3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑨-20	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。 イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー（長さ 1.0 m 以上）を 1 つ備えること。
⑨-21	ソフトウェアに関する	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバ

	るその他の要件	イストライバプログラム)を備えること。 イ)導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
--	---------	---

## ⑩ 専用端末 B 20式 に係る要件

⑩-1	基本要件	ア) 以降の要件をすべて満たすデスクトップ端末として、HP 製 Z2 SFF G9 Workstation 又はそれと同等以上の性能を有する機器であること。
⑩-2	筐体	ア) 筐体のサイズが横 400 mm、奥行き 350 mm、高さ 110 mm 以下であること。
⑩-3	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。 ア) 稼動周波数が 2.0 GHz 以上である。 イ) コア数 14 以上を有する。
⑩-4	メモリの搭載容量	ア) 64 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑩-5	内蔵ストレージ	ア) OS 用ストレージとして、物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 TLC 型フラッシュドライブを 1 台備えること。 イ) データ用ストレージとして物理容量 500 GB 以上の Serial ATA 規格 HDD (7,200rpm 以上) を 1 台備えること。
⑩-6	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させ、單一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成 (RAID1 又は RAID5) をハードウェア又はソフトウェアレベルで構築可能とすること。
⑩-7	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること。
⑩-8	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の読み込みに対応した内蔵光学ドライブ (スリム) を 1 つ備えること。
⑩-9	メディアカードリーダー	ア) 備えないこと。
⑩-10	電源装置	ア) 必要な電源容量を供給可能であること。
⑩-11	電源	ア) AC 100 V 15 A 50/60 GHz 電源で稼動すること。 イ) 電源タップとして SANWA TAP-F37-3 又は同等製品を、専用端末 B 1 式につき 1 点備えること。
⑩-12	キーボード	以下の条件を全て満たすキーボードを、専用端末 B 1 式につき 1 台備えること。 ア) USB 接続及び Bluetooth 4.0 以降対応の日本語かな有りテンキー無しキーボードである。イ) キーボード本体は黒色であり、重量は 1.3 kg 以下である。
⑩-13	マウス	以下の条件を全て満たすマウスを、専用端末 B 1 式につき 1 台備えること。 ア) スクロールホイールを有する 3 ボタン以上の光学式マウスである。 イ) マウス本体に収納可能な USB 接続型の無線レシーバ (重量 2.0 g 以下、2.4GHz 帯の電波を使用) を備え、光学式マウスと無線接続 (最大操作距離 10 m) が可能である。 ウ) マウス本体サイズは幅 70 mm、奥行き 40 mm、高さ 110 mm 以下である。 エ) マウス重量 (電池含む) は 100 g 以下である。 オ) 単 3 形乾電池 1 本で動作可能とする。なお、乾電池は物品に含める必要はない。
⑩-14	オペレーティングシステム	ア) Windows 10 Professional (64bit 日本語版) を備えること。

	システム	イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑩-15	ビデオインターフェイス	ア) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 3 台のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることでもよい。 イ) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 3 台のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード（オンボード可）を備えること。
⑩-16	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイとして、EIZO FlexScan EV2460 又は同等規格のディスプレイを、専用端末 B 1 式につき 1 台備えること。 ア) 23.8 型以上、1920×1080 解像度以上の IPS 非光沢液晶モニターである。 イ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort (HDCP 1.3)、DVI-D、HDMI (HDCP 1.4) の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。 ウ) モニタ一部重量は約 3.9 kg 以下である。 エ) 部屋の照度に応じて明るさが自動で調整される機能を備える。 オ) 14 cm 以上の昇降、90° 縦回転、チルト角上 35° 以上、下 5° 以上が可能な専用スタンドを備える。 カ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。 キ) 国際エネルギー省エネルギープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。 ク) DisplayPort ケーブル 1.5 m 以上 1 本、HDMI ケーブル 1.5 m 以上 1 本を備えること。
⑩-17	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2021 日本語版を備えること。
⑩-18	USB ポート	ア) USB3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑩-19	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。 イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー（長さ 1.0 m 以上）を専用端末 B 1 式につき 1 つ備えること。
⑩-20	キーボード切替器	以下の条件を全て満たすキーボード切替器として、SANWA SW-KVM2U3HD 又は同等規格のキーボード切替器を、専用端末 B 1 式につき 1 台備えること。 ア) USB マウス、USB キーボード、HDMI 接続ディスプレイを 2 台のコンピュータで切替えて利用可能であること。 イ) USB マウス及び USB キーボードを接続しない場合であっても利用可能であるよう、必要に応じて電源アダプタ等を備えること。 ウ) ディスプレイエミュレーション機能 (EDID 読み出し回路) を備えること。
⑩-21	ソフトウェアに関するその他の要件	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点での利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
⑩-22	その他の要件①	ア) Lenovo ユニバーサル USB Type-C ドックを、専用端末 B 1 式につき 1 台備えること。

⑩-23	その他の要件②	以下の条件を全て満たす顔認証可能な WEB カメラとして、Cisco Webex Desk Camera 又は同等性能の WEB カメラを、専用端末 B 1式につき 1台備えること。 ア) 最大で 4K (30 fps) の解像度に対応すること。 イ) 顔認証機能に利用できること。 ウ) USB Type-C で接続できること。 エ) 物理プライバシーシャッターを備えること。 オ) ディスプレイ上部に容易に備え付けが可能であること。 カ) カメラ本体のサイズが横 100 mm、奥行き 50 mm、厚さ 20 mm、重さ 200 g 以下であること
------	---------	--

### ⑬ ラップトップ端末 A 2式 に係る要件

①-1	基本要件	ア) 以降の要件をすべて満たすラップトップ端末として、Lenovo 製 ThinkPad X1 Nano Gen3 又はそれと同等以上の性能を有する機器であること。
①-2	筐体	ア) 筐体のサイズが横 300 mm、奥行き 210 mm、厚さ 15 mm、バッテリーを含む重量 1.0 kg 以下であること。
①-3	プロセッサ	ア) インテル® Core™ i5 プロセッサを 1 個搭載すること。
①-4	メモリの搭載容量	ア) 16GB 以上のメモリを搭載すること。
①-5	内蔵ストレージ	ア) 物理容量 256 GB 以上のフラッシュドライブを 1 個備えること。
①-6	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること、または RJ-45 端子が利用可能な専用アダプタ等を 1 つ備えること。 イ) IEEE 802.11 ax/ac/a/b/g/n に対応した無線 LAN インターフェイスを本体に内蔵すること。 ウ) Bluetooth v5.2 以上を備えること。
①-7	光学ドライブ	ア) 備えないこと。
①-8	電源	ア) AC 100V 15A 50/60GHz 電源で利用可能な AC アダプタ、電源コードを備えること。
①-9	電池	ア) 固定式のリチウムイオンポリマーバッテリーとすること。 イ) JEITA バッテリー動作時間測定法 (ver2.0) で 18 時間以上動作すること。
①-10	キーボード	ア) 6列 88 キーの日本語フルサイズキーボードを本体に備えること。
①-11	トラックパッド	ア) 備えること。
①-12	オペレーティングシステム	ア) Windows 11Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
①-13	ビデオインターフェイス	ア) Thunderbolt4 対応 USB type C ポートを 1 つ備えること。
①-14	ディスプレイ	ア) LED バックライトつき 13.0 型以上の非光沢 IPS 液晶を備えること。
①-15	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2021 日本語版を備えること。
①-16	USB ポート	ア) Type-C USB3.1 ポートを 2 つ以上備えること。
①-17	セキュリティ	ア) TCG V2.0 準拠のハードウェアチップを搭載すること。 イ) ハードディスクパスワードロック機能を備えること。‘

		ウ) BIOS パスワードロック機能を備えること。
①-18	ソフトウェアに関するその他の要件	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。

#### ⑭ ラップトップ端末 B 5式 に係る要件

⑭-1	基本要件	ア) 以降の要件をすべて満たすラップトップ端末として、Lenovo 製 ThinkPad X1 Carbon Gen 11 又はそれと同等以上の性能を有する機器であること。
⑭-2	筐体	ア) 筐体のサイズが横 300 mm、奥行き 210 mm、厚さ 15 mm、バッテリーを含む重量 1.0 kg 以下であること。
⑭-3	プロセッサ	ア) インテル® Core™ i5 プロセッサーを 1 個搭載すること。
⑭-4	メモリの搭載容量	ア) 32GB 以上のメモリを搭載すること。
⑭-5	内蔵ストレージ	ア) 物理容量 256 GB 以上のフラッシュドライブを 1 個備えること。
⑭-6	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること、または RJ-45 端子が利用可能な専用アダプタ等を 1 つ備えること。 イ) IEEE 802.11 ax/ac/a/b/g/n に対応した無線 LAN インターフェイスを本体に内蔵すること。 ウ) Bluetooth v5.2 以上を備えること。
⑭-7	光学ドライブ	ア) 備えないこと。
⑭-8	電源	ア) AC 100V 15A 50/60GHz 電源で利用可能な AC アダプタ、電源コードを備えること。
⑭-9	電池	ア) 固定式のリチウムイオンポリマーバッテリーとすること。 イ) JEITA バッテリー動作時間測定法 (ver2.0) で 24 時間以上動作すること。
⑭-10	キーボード	ア) 6 列 88 キーの日本語フルサイズキーボードを本体に備えること。
⑭-11	トラックパッド	ア) 備えること。
⑭-12	オペレーティングシステム	ア) Windows 11Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑭-13	ビデオインターフェイス	ア) HDMI ポートを 1 つ備えること。
⑭-14	ディスプレイ	ア) LED バックライトつき 14.0 型以上の非光沢 IPS 液晶を備えること。
⑭-15	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2021 日本語版を備えること。
⑭-16	USB ポート	ア) USB 4 ポートを 2 つ以上備えること。 イ) USB 3.2 ポートを 2 つ以上備えること。
⑭-17	セキュリティ	ア) TCG V2.0 準拠のハードウェアチップを搭載すること。 イ) ハードディスクパスワードロック機能を備えること。 ウ) BIOS パスワードロック機能を備えること。
⑭-18	ソフトウェアに関する	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。

	るその他の要件	イストライバプログラム)を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
--	---------	--

## ⑯ 会議用大型ディスプレイ 1式 に係る要件

⑯-1	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイとして、Panasonic TH-75BQ1J 又は同等のディスプレイを 1台備えること。 ア) 最大 10 点の接触点を認識可能な、75 型以上のタッチパネル式液晶ディスプレイであること。 イ) 映像入力として HDMI 端子を 2つ以上備えること。 ウ) 映像ケーブルをパソコンに接続することで信号を検出し、自動で入力切替を行う機能を備えること。 エ) 本体重量は 60kg 以下であること。 オ) 消費電力は最大 370W 以下であること。
⑯-2	電子ホワイトボード機能	ア) ディスプレイにホワイトボード機能が内蔵され、電源を入れることですぐに利用できること。
⑯-3	スタンド	ア) 画面中心位置の高さを 130 cm から 160 cm の間のいずれかの地点に調整可能なキヤスター付スタンドを備えること。
⑯-4	コントローラ	以下の条件を満たす機器として、HP Pro Mini 400G9 又は同等製品を 1 点備えること。 ア) 2.10 GHz 以上の Intel Core i5 プロセッサを 1 個搭載する。 イ) 32GB 以上のメモリを搭載する。 ウ) OS 用ストレージとして、物理容量 256 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 TLC 型フラッシュドライブを 1 台備える。また、データ用ストレージとして物理容量 500 GB 以上の Serial ATA 規格 HDD (7,200rpm 以上) を 1 台備えること。 エ) DisplayPort 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせて、計 1 台のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。 オ) 本体重量は 1.3kg 以下である。 カ) VESA 規格でディスプレイ背面に取り付けられること。また、⑯-1 のディスプレイ背面に取り付けるために必要な物品、及び USB 接続により画面出力に必要な機能・物品を備えること。
⑯-5	その他の要件	ア) HDMI ケーブル 5.0 m 以上 2 本を備えること。 イ) ワイヤレスのテンキーレスのワイヤレスキー ボードを 1 点備えること。 ウ) ワイヤレスマウスを 1 点備えること。 エ) Lenovo ユニバーサル USB Type-C ドックを 1 台備えること。

## ⑯ 会議用中型ディスプレイ 1式 に係る要件

⑯-1	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイとして、SONY FW-65BZ40H/BZ 又は同等のディスプレイを 1台備えること。 ア) 65 型以上の液晶ディスプレイであること。
-----	--------	---

		<p>イ) 赤外線方式リモコンを 1 点備える。</p> <p>ウ) 映像入力として HDMI 端子を 3 つ以上備えること。</p> <p>エ) 本体重量は 25kg 以下であること。</p> <p>オ) 消費電力は最大 250W 以下であること。</p>
⑯-2	スタンド	<p>以下の条件を全て満たすスタンドとして、SDS MT-W80 又は同等のスタンドを 1 台備えること。</p> <p>ア) 70 インチまでのディスプレイに対応すること。</p> <p>イ) 壁寄せタイプのスタンドであること。</p> <p>ウ) 画面中心位置の高さを 120 cm から 150 cm の間のいずれかの地点に調整可能であること。</p> <p>エ) スタンド本体の重量は 40 kg 以下であること。</p>
⑯-3	その他の要件	<p>ア) HDMI ケーブル 5.0 m 以上 3 本を備えること。</p> <p>イ) ワイヤレスのテンキーレスキーボードを 1 点備えること。</p> <p>ウ) ワイヤレスマウスを 1 点備えること。</p> <p>エ) Lenovo ユニバーサル USB Type-C ドックを、会議用中型ディスプレイ 1 式につき 1 台備えること。</p>

## ⑯ ウィルス対策ソフトウェアライセンス 1 式 に係る要件

⑯-1	基本要件	ア) ESET Protect Essential オンプレミスライセンスであること。
⑯-2	利用環境	<p>ア) 利用環境 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンプレミス管理用サーバ : Windows Server 2022 × 1 台</li> <li>・監視対象端末 : Linux Server × 2 台、Windows OS 用 × 15 台</li> </ul> <p>イ) 利用環境 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンプレミス管理用サーバ : Windows Server 2022 × 1 台</li> <li>・監視対象端末 : Linux Server × 2 台、Windows OS 用 × 60 台</li> </ul>
⑯-3	利用権	ア) 納品時点から 1 年間以上有効な正規の利用権を備えること。

## ⑰ ログ管理ソフトウェアライセンス 1 式 に係る要件

⑰-1	基本要件	ア) SKYSEA Client View (Government) Light Edition ライセンスであること。
⑰-2	利用環境	<p>ア) 利用環境 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンプレミス管理用サーバライセンス : Windows Server 2022 × 1 台</li> <li>・クライアントライセンス : Windows OS 用 × 15 台</li> </ul> <p>イ) 利用環境 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンプレミス管理用サーバライセンス : Windows Server 2022 × 1 台</li> <li>・クライアントライセンス : Windows OS 用 × 60 台</li> </ul>
⑰-3	利用権	ア) 納品時点から 1 年間以上有効な正規の利用権を備えること。

以上

## 調達の対象とする保守の要件について

### 1. 機器等に対する保守要件

以下の要件に対応すること。

#### (1) 対象機器

- ア. SAS 解析用サーバ 1式
- イ. DB サーバ 1式
- ウ. 解析用ストレージ 1式
- エ. バックアップ用ストレージ 1式
- オ. 管理用サーバ1 1式
- カ. 管理用サーバ2 1式
- キ. NAS 1式

#### (2) 基本要件

- ア. 年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日9時から17時を含む時間帯の電話又は電子メールによる受付、及び障害対応が行われること。
- イ. 1.(3)及び1.(4)に定める要件を満たす保守対応を機器等納品時点より継続的に行うこと。  
又は、メーカー等が提供する保守サービスを利用できるようにすること。
- ウ. 保守契約期間は納入時点又は別途 PMDA と合意した時点より開始し、令和6年3月31日までを含む期間とすること。
- エ. 保守対応が必要な場合の問い合わせ窓口及び保守提供事業者の所在地その他必要な事項を記載した保守手順書を納入すること。

#### (3) ソフトウェア保守要件

- ア. なし。

#### (4) ハードウェア保守要件

- ア. PMDA が実施する原因の切り分けによりハードウェアに起因する可能性が高いと判明した障害又は故障について、PMDA の依頼を受け、PMDA と障害内容の確認及びオンサイト保守対応の開始時刻等を調整すること。
- イ. オンサイト保守対応は次の内容を含むこと。
  - (1) 機器の修理、故障部品の交換
  - (2) 消耗した無停電電源装置のバッテリー交換
  - (3) ストレージを構成するドライブ/モジュールの故障発生時においては、故障したドライブ/モジュールの交換（消失したデータの復元は含まない）
- ウ. ストレージを構成するドライブ/モジュールの交換を実施する場合、若しくはドライブ/モジュー

ルを含む機器全体の交換を実施する場合、不要となったドライブ/モジュールについて、以下のいずれかの対応をとること。

- (1) データの復元が不可能となるよう、PMDA 内においてドライブ/モジュールを物理的に破壊した上で、PMDA から持ち出すこと。また、ドライブ/モジュールを破壊した方法及びその結果を保守作業報告書等に記載の上、提出すること。
- (2) 不要となったドライブ/モジュールを PMDA に受け渡すこと。

## 2. その他機器に対する保守要件

特に定めのない機器等については、製品の標準保証の内容を保守手順書に記載すること。

以上